

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	修理仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	防衛情報通信基盤 (DII) ----- 構成品の移設	大承認 作成 改正 作成部隊等名	3補LPS-EH581236 令和年月日 令和5年9月20日 令和年月日 令和年月日 第3補給処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛情報通信基盤（DII）の現地における補給処整備（構成品の移設）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、3補LPS-E00001によるほか、次による。

1.2.1

防衛情報通信基盤（DII）

防衛省・自衛隊のコンピュータ・システム等が加入し、体系的に構築される超高速・大容量の共通のネットワークをいう

1.2.2

DII

Defense Information Infrastructureをいう

1.2.3

回線効率化部

オープン系／クローズ系／自動即時電話網／統合電話網等のネットワークについて、保全性を確保しつつ物理的に1つのWAN回線を効率的に利用するための装置をいう

1.2.4

クローズ系

部外と接続せず、防衛省内に閉じたネットワークであって、暗号機能を持つIPネットワークをいう

1.2.5

オープン系

インターネットへ接続され、秘匿機能を持つIPネットワークをいう

品 名	防衛情報通信基盤 (D I I) 構成品の移設
-----	-------------------------

1.2.6

クローズ系統合ルータ

加入システムがクローズ系に接続するため各拠点に設置する接続機器をいう

1.2.7

オープン系統合ルータ

加入システムがオープン系に接続するため各拠点に設置する接続機器をいう

1.2.8

著作権等

技術資料の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利）及びその他の権利

1.2.9

官給品等

契約の相手方が当該契約の履行のために支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）

1.2.10

部材

借上契約における設置作業により、借上契約の相手方が設置又は敷設した物品等（固定金具、通信ケーブル及び電源ケーブル等）をいう

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下、“分担官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

b) 仕様書

3補LPS-E00001 外注整備共通仕様書

c) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続き等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁（事）第3号31.1.9]

品 名	防衛情報通信基盤 (D I I) 構成品の移設
-----	-------------------------

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連業務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

電子計算機の賃貸借契約（リース以外）に係る借上機器の確認実施要領〔電（電）－C－00001（参考）〕

d) 関連文書

- 1) JSO-17-6020F 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その2）（03延長）
- 2) JSO-18-6011E 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（ネットワーク監視装置等）（04延長）
- 3) JSO-18-6020E 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その3）（03延長）
- 4) JSO-19-6013D 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上〔その4（その1）〕（03延長）
- 5) JSO-19-6021D 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上〔その4（その2）〕（03延長）
- 6) JSO-19-6020C 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上〔その4（その3）〕（03延長）
- 7) JSO-20-6020B 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その5）（03延長）
- 8) JSO-21-6001 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（03換装）
- 9) JSO-21-6002B 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その1）（04延長）
- 10) JSO-19-6001D 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（03延長）
- 11) JSO-19-6001E 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（CCS）（03延長）
- 12) JSO-19-6002C 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（その1）（04延長）
- 13) JSO-19-6021B 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（その2）（04延長）
- 14) JSO-19-6009A 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（その3）（04延長）

品 名	防衛情報通信基盤 (D I I) 構成品の移設
-----	-------------------------

2 役務に関する要求

2.1 一般事項

防衛情報通信基盤 (D I I) の機能及び性能導出の根拠については、1.3 d) に示す仕様書を、それぞれ必要に応じて参照する。

2.2 環境条件

次に示す条件下で正常な運用ができるものとする。

- a) 温度 運用中 15°C～30°C
- b) 湿度 運用中 30%～80%
- c) 電源 電源については次による。
 - 1) 単相AC100V±10%以内及び単相AC200V±10%以内
 - 2) 50Hz±5%以内又は60Hz±5%以内

2.3 現地部隊

第5警戒隊（串本分屯基地）

2.4 対象機器等

対象機器等は、表1による。

2.5 現地調査

契約の相手方は、現地部隊において次に示す現地調査を実施する。

なお、細部は、4 a)1 現地調査実施計画書による。

- a) 図1～5に示す運搬経路、対象機器等の設置状況及び据付位置等の確認
- b) 移設作業に必要な資材（通信ケーブル等）の確認
- c) 据付時の電源等の確認
- d) その他必要事項

2.6 移設作業

契約の相手方は、次に示す事項について、移設作業を実施する。

なお、細部は、4 a)2 移設実施計画書による。

- a) 養生 撤去及び設置場所付近、対象機器等以外の装備品及び搬出経路等を破損することのないよう養生する。
なお、細部は官側との調整によるものとし、使用した養生資材は、対象機器の移設作業後に取り外す。
- b) 対象機器等の撤去 移設元に示す設置場所から表1に示す対象機器等を撤去する。
- c) 部材の取外し 対象機器等に接続するすべての部材を取外す。ただし、設置場所（部屋単位）をまたぐケーブルは実施しない。
- d) 対象機器等の運搬 撤去した対象機器等を移設先まで運搬する。また、運搬中、対象機器等の破損等を防ぐ範囲での簡易な梱包を実施する。
- e) 対象機器等の据付

品 名	防衛情報通信基盤 (D I I) 構成品の移設
-----	-------------------------

- 1) 2. 6 b) で撤去した対象機器等の据付及び通信ケーブル等の配線並びに接続作業
- 2) 据付後、官側の指示する分電盤又はコンセントからの電源ケーブル等の敷設作業
なお、対象機器等の移設先の詳細については、図4～5に示す。
- f) 耐震措置 対象機器等のうち、19インチラックについては、耐震措置を施す。
なお、耐震措置はアンカーボルトにより固定することを基準とし、設置場所の状況により細部は、官側と調整するものとする。
- g) 据付後の動作確認 契約の相手方は据付完了後において、官側の支援を受け、電源投入等の動作確認を実施する。

2.7 確認

確認は、電子計算機の賃貸借契約（リース以外）に係る借上機器の確認実施要領を基準とし、改訂があった場合は、最新版を適用する。

2.8 障害対応

各構成品に障害が発生した場合、官側の支援を受け、その障害内容等を現地監督官に報告する。

2.9 整備用部品及び材料

整備用部品および材料は、次による。

- a) 2.4 移設作業に必要な部品及び材料は、契約の相手方が準備する。
- b) 取り外した部品等は、現地部隊に引き渡す。

2.10 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

3 監督・検査

監督及び検査は、3補LPS-E00001の6.2による。

4 その他の指示

その他の指示は、3補LPS-E00001の箇条10によるほか、次による。

- a) 提出書類 提出書類は、次によるほか印刷物の規格は、JIS P 0138のA列4番による。
 - 1) 現地調査実施計画書 契約の相手方は、契約後速やかに、次に示す事項を記載した現地調査実施計画書を作成し、現地部隊の監督官の確認を得て、現地部隊及び第3補給処資材計画課地上通電班に1部提出する。
 - 1.1) 実施場所
 - 1.2) 実施工程及び作業人員

品 名	防衛情報通信基盤 (D I I) 構成品の移設
-----	-------------------------

- 2) 移設実施計画書 契約の相手方は、現地調査実施後速やかに、次に示す事項を記載した移設実施計画書を作成し、現地部隊の監督官、第3補給処資材計画部長の順に確認後、分支担官に承認を得て、分支担官に3部、現地部隊、補給本部通信電子部通信電子第1課電算機システム班に1部提出する。
- 2.1) 実施場所
 - 2.2) 実施工程及び作業人員
 - 2.3) 移設作業に関する要領
 - 2.4) 機器間の接続系統図
 - 2.5) 移設後の確認試験要領
- b) 官側における支援 官側における支援は、3補LPS-E00001の9.2によるほか、次による。
- 1) 試験、調整及び作動確認に必要な関連機器の操作については、現地部隊と調整して可能な範囲で支援を受ける。
 - 2) 移設作業において、3補LPS-E00001の9.2 g)の支援を受けられない場合は、契約の相手方が準備する。
 - 3) その他、現地監督官が必要と認める事項
- c) 立入制限場所への立入 契約の相手方は、現地部隊等の長が定めた立入制限場所への立入を必要とする場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達に基づき申請し、許可を受けなければならない。
- d) 事前調整 契約の相手方は、2.4 移設作業に必要な細部事項については、現地部隊の監督官と事前に調整する。
- e) 基本事項 基本事項は、次による。
- 1) 契約の相手方は、承認された移設実施計画書に基づき実施する。
 - 2) 契約の相手方は、関係法令等及び対象基地の諸規則に従い役務を管理実施する。実施に当たっては、常に安全に留意し、事故、災害等の防止に努めるとともに現場作業員等の監督、火災、その他について十分に注意を払わなければならない。
なお、細部については、現地監督官と調整する。
 - 3) 本役務を一時的に中断する場合は、現地監督官へ通知し、併せて所要の安全措置を講ずる。
 - 4) 基地への出入門及び運行は、基地規則によるほか、現地監督官の指示による。
 - 5) 不測の事態（人身事故、車両事故及び火災等）が発生した場合は、速やかに適切な処置を講じ、関係部署等（警察及び消防等）に通報するとともに、現地監督官に報告する。
 - 6) 本役務において、施設及び構造物等に損傷を与えた場合は、速やかに現地監督官に報告の上、修補する。また、修補費用は契約の相手方が負担する。

品　　名	防衛情報通信基盤（DII）構成品の移設
------	---------------------

- 7) 役務時間は、設置場所における基地の日課时限を基準に行う。ただし、土日（祝祭日を含む。）及び平日の時間外に作業を実施する場合は事前に現地監督官へ通知の上、現地監督官の許可を得る。
- f) **情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置**
契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置（通達）に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行う。
- g) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を漏えい又は他に転用してはならない。
- h) **著作権等** 著作権等は、次による。
- 1) 契約の相手方は、本契約に際して第三者が有する著作権等を侵害することのないよう必要な措置を講じる。
 - 2) 本契約において作成した文書等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときは、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。
 - 3) この契約において作成した文書等において著作権が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は作成された文書等を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与することが可能である。
 3. 1) 契約の相手方が従来から有していた文書等の著作権等には適用しない。これらの著作権等（以下、“適用外著作権等”という。）は契約の相手方に保留される。
 3. 2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が作成した文書等の著作権を官側に譲渡する。
 3. 3) 契約の相手方、適用外著作権等を除く文書等に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合は、この限りではない。
 - 4) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取り決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受ける。
- i) **不具合発生時の処置** 契約の相手方は、役務の実施に当たり不具合が発生した場合は、不具合内容を記載した書類を現地監督官の確認を得た後、分支担官に1部提出する。
なお、不具合の処置については、別途、分支担官より指示する。
- j) **仕様書の疑義** 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに分支担官と協議し、その指示に従うものとする。

表 1－対象機器等

機器名	寸法 (mm) 高さ×奥行き×幅	重量 (kg)	数量 (EA)	移設元	移設先
回線効率化部	45×438×438	6.6	1	仮設建物B	運用局舎
I P 暗号機	52×355×370	7.0	1		
オープン系統合ルータ (ルータ)	42×230×323	2.6	1		
オープン系統合ルータ (加入スイッチ)	44×240×444	1.9	1		
クローズ系統合ルータ (ルータ)	42×230×323	1.94	1		
クローズ系統合ルータ (加入スイッチ)	44×240×128	4.0	1		
クローズ系U P S	214×365×128	13.5	1		
オープン系U P S	128×365×214	14.0	1		
19インチラック	1900×900×600	118.0	1		

図 1—基地全体図

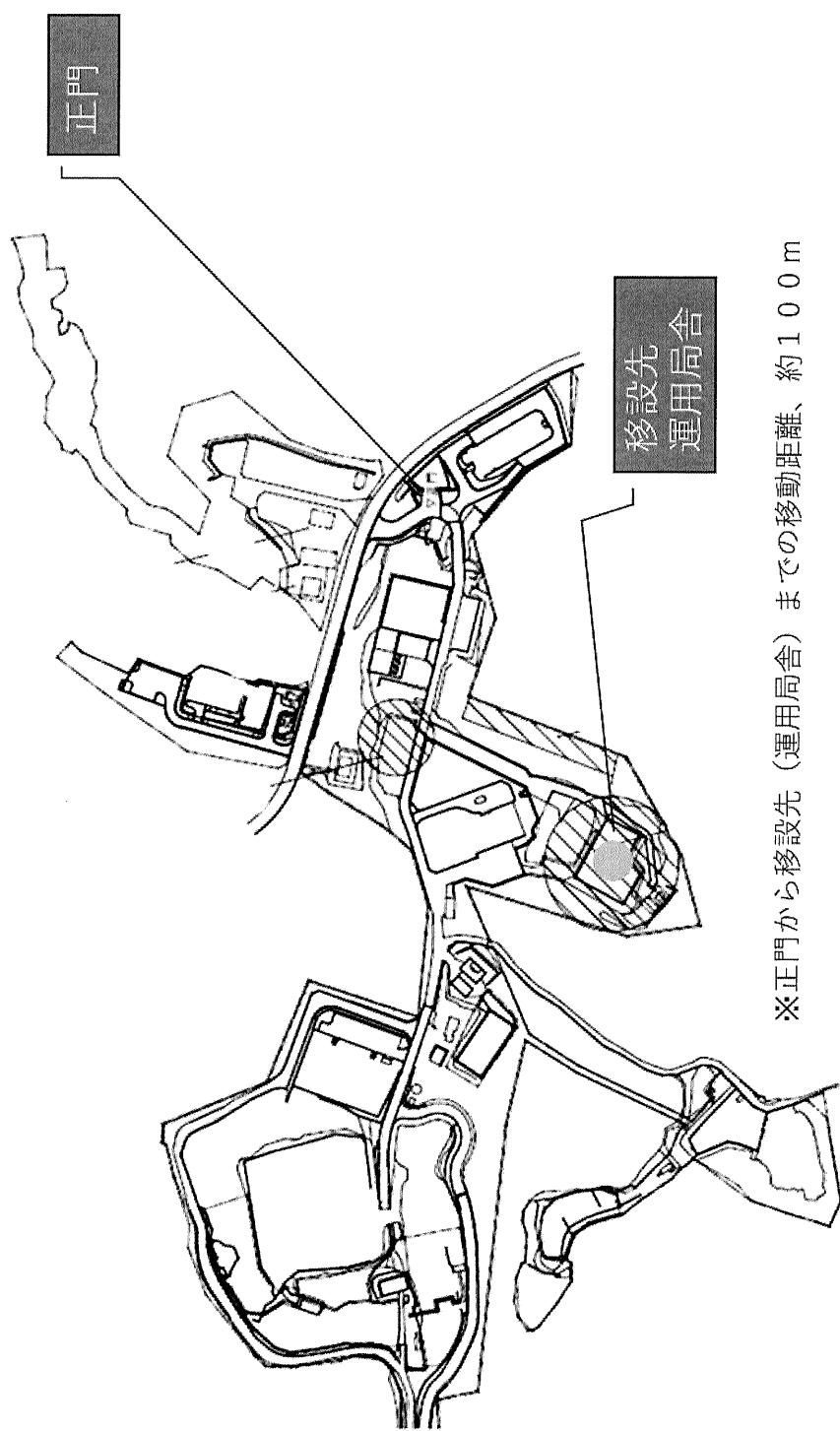


図2－移設元及び移設先経路図

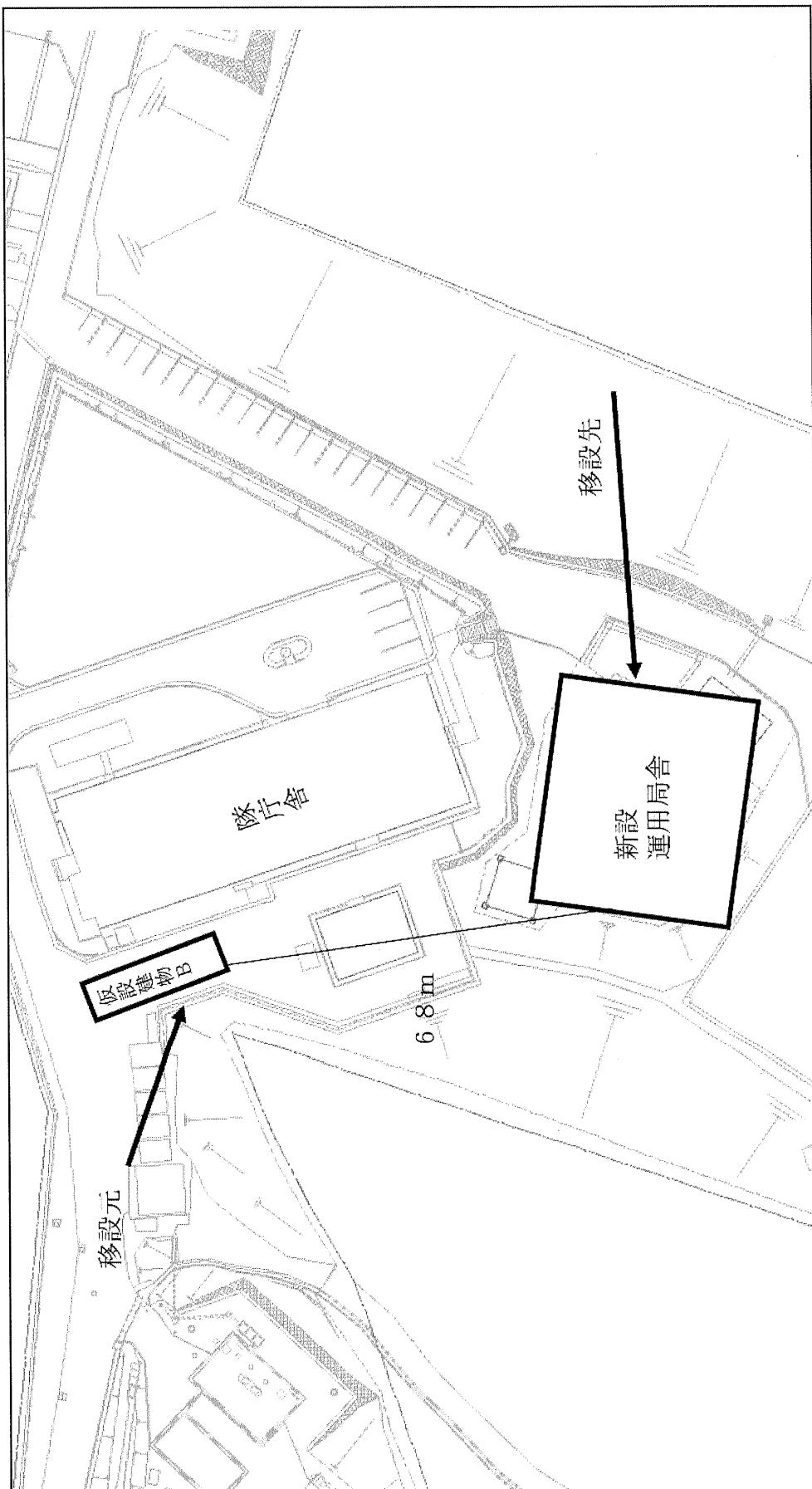


図3－移設元（仮建設物B）1階平面図

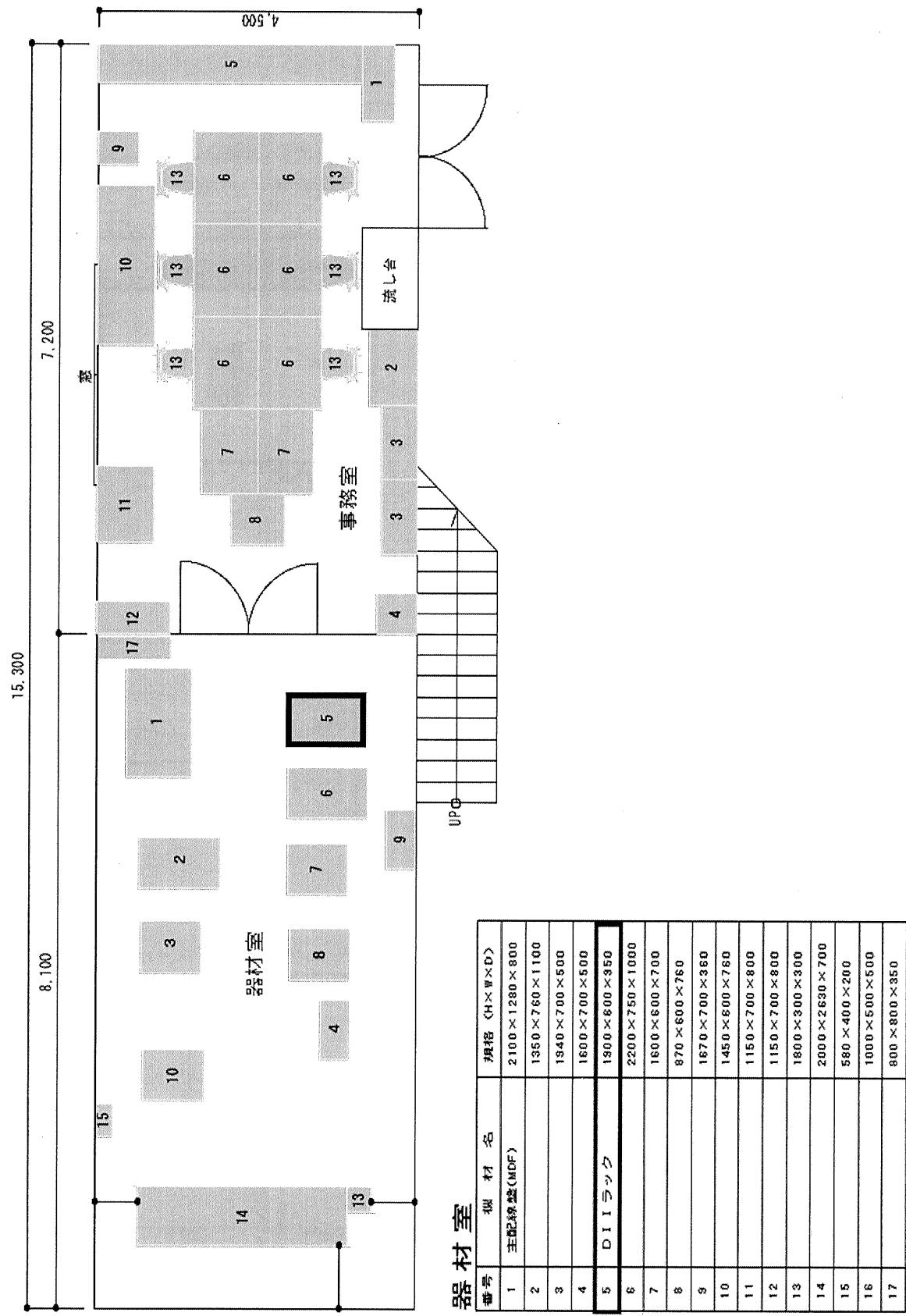


図4一移設先（運用局舎）1階平面図

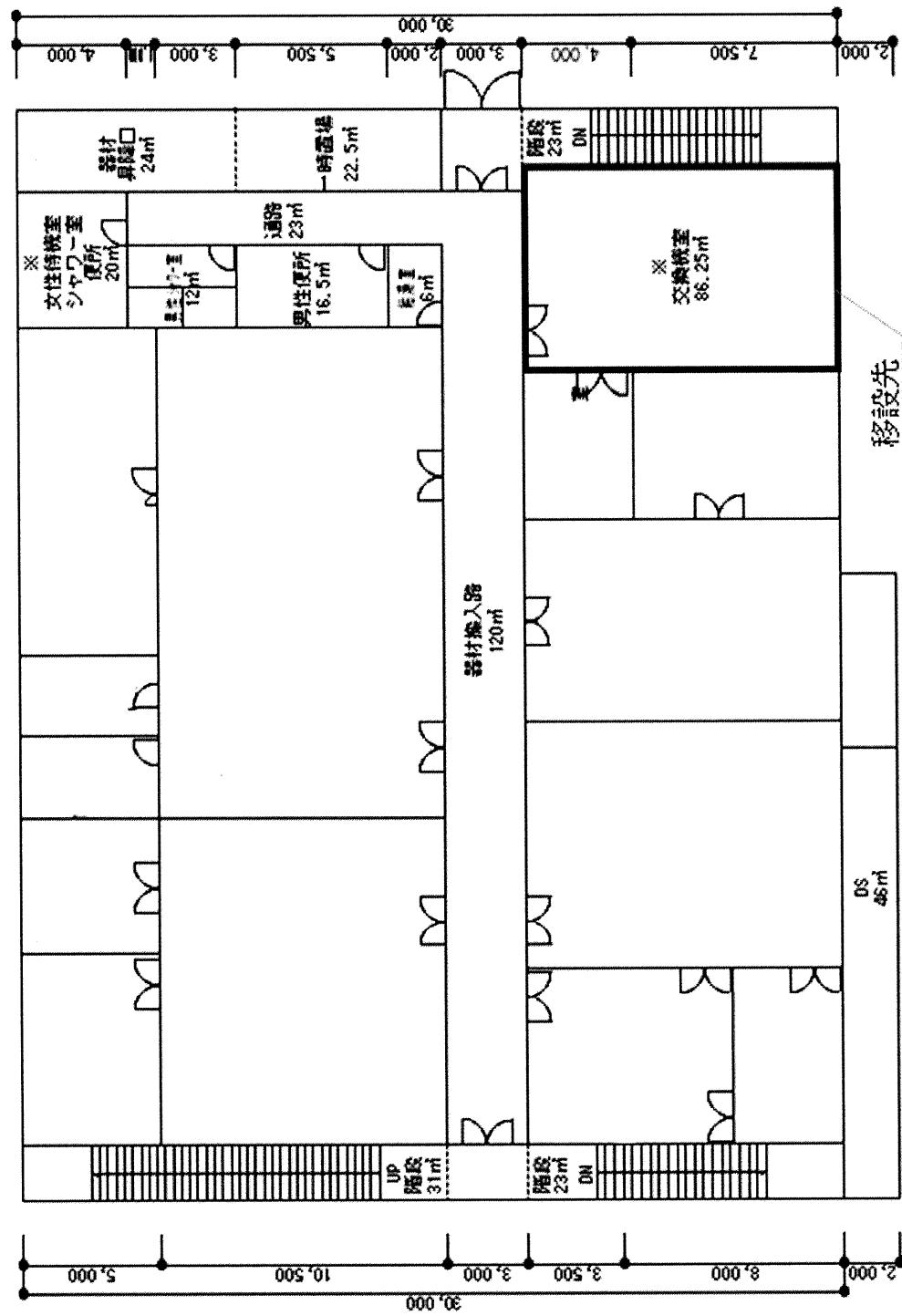


図5－移設先（交換機室） 詳細図

